三十八　朝日信用金庫
三十九　さわやか信用金庫
四十　芝信用金庫
四十一　小松川信用金庫
四十二　西京信用金庫
四十三　城北信用金庫
四十四　瀧野川信用金庫
四十五　多摩信用金庫
四十六　上越信用金庫
四十七　甲府信用金庫
四十八　松本信用金庫
四十九　アルプス中央信用金庫
五十　にいかわ信用金庫
五十一　金沢信用金庫
五十二　鶴来信用金庫
五十三　福井信用金庫
五十四　いちい信用金庫
五十五　大福信用金庫
五十六　米子信用金庫
五十七　倉吉信用金庫
五十八　日本海信用金庫
五十九　島根中央信用金庫
六十　おかやま信用金庫
六十一　備前信用金庫
六十二　しまなみ信用金庫
六十三　防府信用金庫
六十四　大牟田柳川信用金庫
六十五　大川信用金庫
六十六　唐津信用金庫
六十七　九州ひぜん信用金庫
六十八　たちばな信用金庫
六十九　熊本信用金庫
七十　熊本第一信用金庫
七十一　大分みらい信用金庫
七十二　宮崎信用金庫
七十三　都城信用金庫
七十四　高鍋信用金庫
七十五　南郷信用金庫
七十六　鹿児島相互信用金庫
七十七　釧路信用組合
七十八　古川信用組合
七十九　仙北信用組合
八十　山形中央信用組合
八十一　相双信用組合
八十二　那須信用組合
八十三　東群馬信用組合
八十四　東京厚生信用組合
八十五　江東信用組合
八十六　大東京信用組合
八十七　ハナ信用組合
八十八　相愛信用組合
八十九　新潟縣信用組合
九十　あすなろ信用組合
九十一　富山県信用組合
九十二　金沢中央信用組合
九十三　三河信用組合
九十四　京滋信用組合
九十五　のぞみ信用組合
九十六　中央信用組合
九十七　兵庫ひまわり信用組合
九十八　朝銀西信用組合
九十九　信用組合広島商銀
百　とびうめ信用組合
百一　熊本県信用組合
百二　宮崎県南部信用組合
百三　鹿児島興業信用組合

東京都台東区台東二丁目八番二号
東京都港区三田五丁目二十一番五号
東京都港区新橋六丁目二十三番一号
東京都江戸川区平井六丁目二十三番二十三号
東京都新宿区新宿四丁目三番二十号
東京都荒川区荒川三丁目七十九番七号
東京都北区田端新町三丁目二十五番二号
東京都立川市曙町二丁目八番二十八号
新潟県上越市中央一丁目十一番一号
山梨県甲府市丸の内二丁目十七番六号
長野県松本市丸の内一番一号
長野県伊那市荒井三千四百三十八番地一
富山県魚津市双葉町六番五号
石川県金沢市南町一番一号
石川県金沢市三社町三番十五号
福井県福井市田原二丁目三番一号
愛知県一宮市若竹三丁目二番二号
大阪府大阪市福島区野田二丁目一番八十号
鳥取県米子市東福原二丁目五番一号
鳥取県倉吉市昭和町一丁目六十番地
島根県浜田市殿町八十三番地一
島根県出雲市今市町二百五十二番地一
岡山県岡山市北区柳町一丁目十一番二十一号
岡山県備前市伊部千六百六十番地の七
広島県三原市港町一丁目八番一号
山口県防府市天神一丁目十二番十八号
福岡県大牟田市有明町二丁目二番地の十七
福岡県大川市大字榎津三百五番地の一
佐賀県唐津市大名小路三百十番地の三十五
佐賀県武雄市武雄町大字富岡八千八百九十四番地
長崎県諫早市八坂町一番十号
熊本県熊本市手取本町二番一号
熊本県熊本市花畑町十番二十九号
大分県別府市駅前本町一番三十一号
宮崎県宮崎市橘通東二丁目四番一号
宮崎県都城市上町六街区十号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町六百七十三
宮崎県日南市吾田東四丁目一番一号
鹿児島県鹿児島市和泉町二番三号
北海道釧路市北大通九丁目二番地
宮城県大崎市古川十日町七番八号
宮城県栗原市若柳字川北中町十一番地
山形県長井市本町一丁目三番三号
福島県相馬市中村字大町六十九番地
栃木県那須塩原市永田町六番九号
群馬県伊勢崎市境三百十五番地の五
東京都新宿区西新宿六丁目二番十八号
東京都江東区住吉二丁目六番八号
東京都港区東新橋二丁目六番十号
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十九番十号
神奈川県愛甲郡愛川町半原四千百七十七番地
新潟県新潟市中央区営所通一番町三百二番地一
長野県松本市元町三丁目四番四十五号
富山県富山市大手町三番五号
石川県金沢市上近江町十五番地
愛知県蒲郡市神明町十二番二十号
京都府京都市右京区西院三蔵町二十番地の二
大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
兵庫県神戸市長田区松野通一丁目三番二号
岡山県岡山市北区駅前町二丁目六番十九号
広島県広島市中区西平塚町四番十二号
福岡県福岡市東区箱崎一丁目十番八号
熊本県熊本市紺屋今町一番一号
宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二
鹿児島県鹿児島市東千石町十七番十一号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十三年七月一日から平成二十三年十二月三十一日までとする。

○経済産業省環境省告示第四号

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）第二条第四項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省環境省告示第八号（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日

経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　江田　五月

第一号の表を次のように改める。

北海道電力株式会社	0.000433
東北電力株式会社	0.000468
東京電力株式会社	0.000384
中部電力株式会社	0.000474
北陸電力株式会社	0.000374
関西電力株式会社	0.000294